

規制の事前評価書
(要旨)

令和 6 年 2 月
国家公安委員会・警察庁

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称：自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律

規制の名称：保管場所標章に関する規定の削除

規制の区分：新設、**改正**（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：警察庁交通局交通規制課

評価実施時期：令和6年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

現行の自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）において、警察署長は、自動車の保管場所を確保していることを証する書面（以下「保管場所証明書」という。）を交付したとき及び保管場所証明書に相当するものとして、道路上の場所以外の場所に自動車の保管場所を確保していることを証明する旨の通知を行ったとき並びに軽自動車である自動車の保管場所の位置等に係る届出等を受理したときは、当該自動車の保有者に対し、当該自動車の保管場所の位置等について標示する保管場所標章を交付しなければならないこととされており、また、当該保管場所標章の交付を受けた者は、当該自動車に当該保管場所標章を表示しなければならないこととされている。

保管場所標章は、駐車環境の深刻な悪化等を背景に、現場の警察官又は交通巡視員（以下「現場警察官等」という。）が、自動車の保管場所の有無、位置等についての調査を簡便かつ迅速に行うことができるようにするとともに、自動車の保管場所がどの行政区画及び警察署の管内に確保されているかを、外形的に第三者に明らかにすることにより、自動車の保有者に真正な保管場所の確保を心理的に動機付けることを目的として、平成2年に創設されたものである。

しかし、令和6年2月現在、保管場所情報は自動車登録番号又は車両番号とひも付く形でデジタル化され、システムを通じて全国網羅的な照会が可能となり、従来のような、保管場所標章を交付した警察署に対する照会よりも簡便・迅速な調査が可能となったことから、現場警察官等が保管場所の有無・位置等についての調査を行うために保管場所標章を活用する必要性が低下している。また、法違反の検挙件数が平成2年に3万4,985件であったところ、令和4年には943件まで減少するなど、保管場所を確保しなければならないという意識は国民に十分に定着している。

したがって、創設当時に想定されていた上記の保管場所標章の目的は、今や保管場所標章によらずとも達成されていると考えられることから、保管場所標章を廃止することとする。

ここで、仮に、本改正を行わないこととした場合は、自動車の保有者による保管場所標章の交付手数料の支払いや、警察署における保管場所標章の交付に係る事務が引き続き必要となる

2 直接的な費用の把握

本改正に伴う遵守費用の発生は想定されない。
他方、本改正により、自動車保有関係手続のワンストップサービスを担うシステムを一部改修する必要があり、一定の行政費用の発生が想定される。

3 直接的な効果（便益）の把握

本改正により、保管場所関係手続の全てをオンラインで完結させることが可能となり、国民の利便性の向上が図られるほか、保管場所標章の交付手数料の廃止により国民の経済的負担が軽減される上、警察署における保管場所標章の交付に係る事務負担も軽減されることとなる。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

本改正による副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

2のとおり、本改正による遵守費用の発生は想定されないが、一定の行政費用の発生が想定される。

他方、3のとおり、本改正により、保管場所関係手続の全てをオンラインで完結させることが可能となり、国民の利便性の向上が図られるほか、保管場所標章の交付手数料の廃止により国民の経済的負担が軽減される上、警察署における保管場所標章の交付に係る事務負担も軽減されるという効果がある。

したがって、本改正は妥当である。

6 代替案との比較

代替案としては、保管場所制度そのものを廃止することが想定される。

【費用】

- ・ 遵守費用
代替案に伴う遵守費用は発生しない。
- ・ 行政費用

自動車保有関係手続のワンストップサービスを担うシステムにおいて保管場所関係手続の全てを廃止するシステム改修が必要になるため、保管場所標章制度の廃止に要するシステム改修費用を上回る行政費用が発生する。

【効果】

自動車の保有者による保管場所標章の交付手数料の支払いや、警察署における保管場所標章の受領に係る事務が不要となるだけでなく、保管場所証明の申請手続が不要となることにより、自動車保有手続が簡略化され、国民の利便性の向上が図られるほか、申請手数料が廃止され、国民の経済的負担が軽減されるといった効果が生じることとなる。

他方、令和4年になされた約700万件の保管場所証明の申請のうち、約1万5千件で適正な保

管場所が確保されていなかったところ、保管場所制度そのものを廃止した場合、こうした不適切な場所で保管される自動車の存在を警察が把握し、是正機会が失われ、不適切な場所で保管される自動車が増加するおそれがある。保管場所制度そのものを廃止することにより、道路上の場所以外の場所に保管場所を確保する義務がなくなった場合、駐車場等の適切な保管場所を確保せずに道路上で保管される自動車が増加することが見込まれるなど、道路交通の安全と円滑を害するおそれがある。

【規制案と代替案の比較】

規制案と代替案を比較すると、代替案は規制案を上回る行政費用が発生する上、道路交通の安全と円滑を害するおそれがある。

したがって、代替案を採用することは適当ではなく、本改正は妥当である。

7 その他の関連事項

本改正の検討段階において、一般社団法人日本経済団体連合会等の関係団体から保管場所標章の廃止を求める要望を受けた。

8 事後評価の実施時期等

本改正については、施行から5年以内の適切な時期に事後評価を実施することとし、事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- ・ 虚偽申請等による法違反の検挙件数